

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

第1節 身近な自然環境の保全・創出

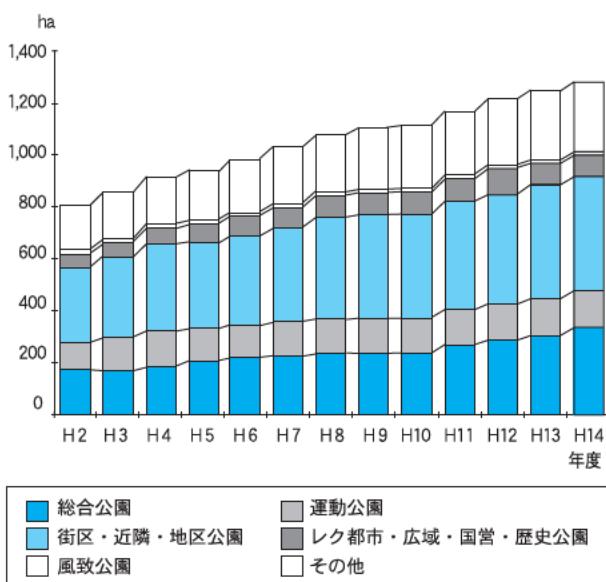
1 快適環境の現況

1-1 都市公園

平成14（2002）年度末における都市公園の整備状況は、1,744ヶ所、約1,268haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は7.74m²です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園、都市緑地の増加が顕著です。

図3-1-1 都市公園面積推移



1-2 水辺環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成15（2003）年5月現在、一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,588kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曽三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については、平成14（2002）年4月現在で1,095km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸（要保全海岸延長）は565kmです。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は527kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は401kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なリニアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表3-1-1 三重県の河川（平成15年5月現在）

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曽川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,224
	二級河川	小計	236	1,149,711
②伊賀内陸	24 水系	98	507,684	
	計	29 水系	334	1,657,395
③熊野灘	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	熊野川	30	192,435
	二級河川	50 水系	95	285,053
	計	51 水系	125	477,488
合計	一級河川	7 水系	363	1,796,025
	二級河川	74 水系	193	792,737
	計	81 水系	556	2,588,762

1-3 歴史的・文化的な遺産

わが国の中核部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

表3-1-2 三重県内における国・県の指定文化財

(平成15年3月末現在)

指定区分		国	県	計
有形	建造物	20	38	58
	絵画	19	27	46
	彫刻	63	92	155
	工芸品	17	50	67
	古文書類	36	52	88
	考古資料	8	22	30
無形	歴史資料	3	1	4
	芸能	0	1	1
	工芸技術	1	1	2
	民俗有形	1	23	24
	民俗無形	7	32	39
	特別史跡	1	0	1
史跡・名勝・天然記念物	特別名勝及び天然記念物	1	0	1
	特別天然記念物	2	0	2
	史跡	33	63	96
	名勝	4	8	12
	名勝及び史跡	2	0	2
	史跡及び名勝	0	2	2
	天然記念物	26	83	109
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物及び名勝	1	1	2
	計	245	497	742

1-4 景観

三重県の景観は、山地、丘陵、盆地、台地、低地、海岸に大別される多様な自然景観に加え、歴史的・文化的なまちなみの景観や都市景観によって形成されています。

三重県では、「公共施設景観形成指針」を策定し、各種公益事業の実施にあたって景観への配慮に努めるとともに、「三重県屋外広告物条例」に基づく沿道景観地区の指定等を行ってきました。

また、都市において良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。

表3-1-3 敷地利用状況の推移

項目 年度	工業敷地		生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
	面積	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積
S49年法施行時	1,928ha	274ha	14.2%	166ha	8.6%	71ha	3.7%	1,417ha	73.5%	
S55年度末現在	2,337ha	311ha	13.3%	240ha	10.3%	90ha	3.9%	1,696ha	72.6%	
S60年度末現在	2,848ha	434ha	15.2%	380ha	13.3%	111ha	3.9%	1,923ha	67.5%	
H2年度末現在	3,431ha	562ha	16.4%	547ha	15.9%	121ha	3.5%	2,201ha	64.2%	
H8年度末現在	4,104ha	688ha	16.8%	707ha	17.2%	134ha	3.3%	2,575ha	62.7%	
H9年度末現在	4,135ha	703ha	17.0%	723ha	17.5%	132ha	3.2%	2,577ha	62.3%	
H10年度末現在	4,174ha	709ha	17.0%	735ha	17.6%	132ha	3.2%	2,598ha	62.2%	
H11年度末現在	4,187ha	719ha	17.2%	738ha	17.6%	131ha	3.1%	2,599ha	62.1%	
H12年度末現在	4,249ha	738ha	17.4%	754ha	17.7%	131ha	3.1%	2,626ha	61.8%	
H13年度末現在	4,300ha	746ha	17.4%	766ha	17.8%	128ha	2.9%	2,660ha	61.9%	
H14年度末現在	4,333ha	760ha	17.6%	777ha	17.9%	123ha	2.8%	2,673ha	61.7%	

(工業団地特例の適用による共有分の工業敷地・緑地および緑地以外の環境施設を除く。)

2 身近な緑の保全・創出

2-1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

(1) 自然環境保全協定の締結

開発行為に伴う自然環境の保全を図るため、「三重県自然環境保全条例」に基づき、5haを超える宅地造成等を対象に、知事と開発行為者との間で自然環境保全協定を締結しています。

なお、協定締結の対象区域には、三重県自然環境保全地域の特別地区、自然公園法及び三重県立自然公園条例に規定する特別地域（特別保護地区を含む。）は含まれません。

平成14（2002）年度には、大規模小売店舗1件、養鶏場1件、団地2件について協定を締結しました。

(2) 工場緑化の推進

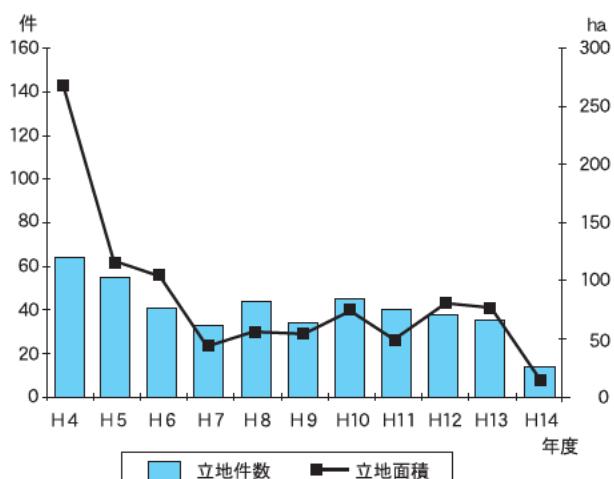
工場の敷地利用状況の推移は、平成14（2002）年度末で表3-1-3のとおりです。

また、工場の立地が適正に行われるよう、平成15（2003）年3月末現在で50ヶ所、1,674haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-2のとおりです。

3章 1節

図3-1-2 工場立地の推移 (平成15年3月末現在)



(3) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな快適環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。また、三重緑化基金や緑の募金に対する理解を高め、地域の団体等の緑化活動を支援しながら、県民一人ひとりが、参画する緑化運動を展開しています。

平成14（2002）年度には、春季緑化運動期間中（4／1～30）に、新聞広告、緑の募金キャンペーン等を行いました。

(4) 居住地等周辺の森林整備

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、地域の人工林等を対象に、防災、景観、住民と森林とのふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-4 居住地周辺森林整備状況

箇 所	整備内容	実施年度
尾鷲市	除・間伐等の森林整備 林道の開設	平成15 ～19年度

(5) 河畔林等の整備

堤防沿いの河畔林は、超過洪水などによる破堤、その拡大の防止、又は越水時の氾濫水の低減などの治水上の効果が再認識されています。

また、河畔林、湖畔林によって、環境と調和のとれた治水、利水対策を推進するため、河川管理者が河川管理施設として樹林帯を整備、保全でき

ることが河川法で定められています。

(6) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村による「緑の計画」の策定を推進しました。

表3-1-5 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村	策定市町村
平成9年度	2	津市、松阪市
平成10年度	3	亀山市、嬉野町、上野市
平成11年度	1	香良洲町
平成12年度	1	河芸町
平成13年度	0	
平成14年度	5	四日市市、朝日町、川越町、菰野町、楠町

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(7) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。国においては、平成6（1994）年7月に決定された「緑の政策大綱」において、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、長期的には都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積を約20m²とすることを目標に立てています。

三重県の都市公園整備状況は、平成14（2002）年度末で都市計画区域内人口一人あたりの都市計画面積は約7.74m²です。県営公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成14（2002）年度には、北勢中央公園等4つの公園について整備を進め、亀山サンシャインパークについては平成15（2003）年4月に一部開園を行いました。市町村公園は四日市市の南部丘陵公園や安濃町の安濃中央総合公園等19ヶ所で整備を行いました。

表3-1-6 県営公園の整備状況（平成14年度）

県営公園名	整備面積(ha)	内容
北勢中央公園	98.1	用地買収
亀山サンシャインパーク	13.4	園地整備、連絡橋下部工等
大仏山公園	37.2	園地工、園路整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路整備等

2-2 公共施設（用地）における緑化の推進

公共施設に対しては、単に施設の機能のみでなく、公共の場としてより快適な環境の場を提供するため、施設等の緑化を進めています。

平成14（2002）年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、三重ごみ固型燃料発電所の周辺の緑化工事を実施しました。

3 身近な水辺・海辺の整備・創出

3-1 多自然型川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を活かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む生態系にやさしい施設整備を推進します。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町村の街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

表3-1-7 街のシンボルとしての川づくりの状況
(平成14年度)

整備河川名	整備内容
二級河川 三滝川	修景護岸工
一級河川 五十鈴川	緩傾斜護岸・階段護岸

3-2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

ダム周辺の環境を極力保護しながら貯水池周辺部の適地の整備や緑化を行い、自然とふれあいを図るための基盤整備を進めています。

3-3 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めていますが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間もあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めています。

3章 1節

(1) 海岸環境の整備

平成14（2002）年度には、護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備しました。

表3-1-8 海岸環境の整備状況（平成14年度）

海岸名等	事業内容
阿津里浜海岸（志摩町）	人工リーフ
道瀬海岸（紀伊長島町）	養浜・潜堤
海野海岸（紀伊長島町）	人工リーフ
御浜海岸（御浜町）	人工リーフ
宇治山田港海岸（二見町）	突堤
的矢港海岸（磯部町）	養浜・遊歩道
五ヶ所港海岸（南勢町）	突堤・護岸
長島港海岸（紀伊長島町）	養浜
島勝地区（海山町）	道路工・付帯施設
相差地区（鳥羽市）	附帯施設
黒浜地区（紀伊長島町）	離岸堤・附帯工
錦（紀勢町）	養浜工・遊歩道
三木浦（尾鷲市）	養浜工等
新鹿（熊野市）	護岸等
答志（鳥羽市）	養浜工等

(2) 港湾の整備

公害の防止、自然環境の保全や創出、アメニティの向上、交流やレクリエーションの場の提供等を行うため、港湾の緑地整備を進めており、平成14（2002）年度は、鳥羽港において緑地護岸等の整備を実施しました。

(3) 漁村・漁港環境の整備

平成14（2002）年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路、集落排水処理施設等の整備を実施している4地区（宿浦、奈屋浦、安乗、礫浦）に助成するとともに、菅島漁港において、植栽等の整備を漁港環境整備事業で実施しました。

4 身近な生物生息地の保全・創出

4-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹の造成に関しては、造林事業および治山事業により、クヌギ・コナラなどの広葉樹造成を実施しました。

また、平成13（2001）年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

4-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化の推進や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。